

明第100號

昭和十七年三月

閣議昭和十八年三月三日施行
及可昭年 月 日 昭 年 月 日

内閣總理大臣

内閣書記官長

内閣書記

外務大臣

由

海軍大臣

五

商工大臣

五

大東亞大臣

五

内務大臣

者

司法大臣

連

遞信大臣

五

鈔子圖書官

者

大藏大臣

興

文部大臣

五

鐵道大臣

者

安藝國長官

者

陸軍大臣

者

農林大臣

者

厚生大臣

者

別紙價格調整補給金制度要綱

右閣議ニ供ス

Vertical columns of handwritten text, likely a memorandum or official document, written in cursive style. The text is arranged in approximately 10 columns, reading from right to left. The characters are somewhat faded and difficult to decipher precisely, but appear to be formal Japanese prose.

通牒案

昭和十八年三月三十日

内閣書記官長

各省大臣

法制局長官

企畫院總裁
技術院總裁

宛(各面)

價格調整補給金制度要綱本日別紙ノ通閣
議決定相成候條命ニ依リ通牒ニ及ビ候

價格調整補給金制度要綱（案）

昭和十八年二月十六日閣議決定「緊急物價對策要綱」ニ基キ左記ニ依リ價格調整補給金制度ヲ整備シ其ノ運用ヲ刷新セントス

記

- 一 價格調整補給金ニ依リ價格調整ヲ爲スベキ物資ノ範圍ニ
差當リ別表ノ通トス
- 二 價格調整機構ノ整備
（一）價格調整補給金ニ依リ價格調整ヲ爲スベキ物資ニ付原則トシテ
物資別ニ價格調整機構ヲ整備スルモノトス但シ米穀、麥類及新米
ニ在リテハ夫々食糧管理委員會計及新米供給委員會計ヲシテ
價格調整機關ノ作用ヲ爲マシムルモノトス
（二）右ノ價格調整機構ヲシテ原則トシテ當該物資ノ一手買取及一手
販賣ヲ爲サシムルモノトス
（三）價格調整機構ノ買取價格ハ適正生産費ニ適正利潤ヲ附加シタル

適正ナル生産者價格トシ

(4) 生産者ニ對シ原價計算ヲ實施シタル結果ヲ基礎トシ業種別統制會又ハ當該物資ノ價格調整機關等ニテ之ヲ決定セシムルモノトシ、假令形成價格ハ之ニ基キ決定スル生産者價格ヲ決定スルモノトス

(3) 米、麥、粟、蕎麥等原價計算ヲ實施シ得ザル農産物資ニ付テハ生産者調査ノ結果等ヲ基礎トシ適正ナル生産者價格ヲ決定スルモノトス

買取價格ハ專業ノ性質ニ依リ個別價格制、集團價格制又ハ單一價格制ヲ採用スルモノトス
尙買取價格決定ニ當リテハ別途決定スベキ報奨的價格制度ヲ適用スルモノトス

(4) 價格調整機關ノ販賣價格ハ當該物資需要増進ノ理貨計掛ヲ以テイタル價格トシ之ヲ現行水準ニ指目クモノトス

尙販賣價格ニ付テハ需要者別二重價格ノ設定ニモ考慮スルモノトス

三、價格調整補助金制度ノ運用ノ刷新

(一) 價格調整補助金ハ物資所管廳等ニ包括的ニ豫算ニ算上シ之ヲ使
用ハ當該主務大臣ニ一任スルモノトス

(二) 價格調整機關ニ於ケル價格調整ノ收支ハ之ヲ別會計トシテ經理セシメ價格調整補助金ハ原則トシテ價格調整機關ニ對シ當該別會計ノ收支尻補填金トシテ之ヲ交付スルモノトス

(三) 物資所管主務大臣ハ物資別ニ毎年度總額額額額額額額額額額額額額額ノ範圍内ニ於テ價格調整機關ノ收支尻補填金ヲ交付スルモノトス
ルモノトス適宜物資別ニ於テ此種用途スルモノガザルモノトス

四、前各項實施ノ爲左ノ措置ヲ講ズルモノトス

(一) 價格調整機關ノ整備

物資別價格調整機關ハ差當リ現存ノ物資別配給統制機關ヲ活

用シ能フ限り統制會ノ全額出資ニ依ル法入トスルモノトス

(四) 電力ニ付テハ日本電業株式會社ニ電力供給調整勸進等費

電力料金を現行水準ニ維持スル方針ニ依リ定メタル同社ノ

供給料金を取入ル原價計算ニ基キ適正價格ヲ維持スルニ依リ同

勸進等費生シタル原價推定價格調整補給金ニ付テハ同社ノ

(二) 價格調整補給金制度ノ運用ノ刷新

(1) 價格調整補給金ノ原則トシテ三ヶ月毎ニ之ヲ價格調整機關ニ

交付スルモノトス、此ノ場合ニ於テ價格調整機關ヨリ借入金ヲ以

テ調整手爲シタルトキハ當該借入金ニ對スル金利負擔ハ之ヲ價

格調整補給金中ニ加算スルト共ニ要スル所屬資金ノ融通ニ付

政府ニ於テ幹旋スルモノトス

尙生産者價格ノ決定及價格調整補給金ノ交付ニ際シテハ手續ノ

簡易迅速化、徵收報告書類ノ簡素化ニ努ムルモノトス

付 價格調整機關ノ組織ニ對シテハ要旨六三ニ付テハ之ヲ當該

スルモノトシ尙價格調整機關ノ職員ハ之ヲ公務員ト爲スコトヲ
考慮スルモノトス

備考

一、外地ニ於テモ本要綱ニ準ジ價格調整措置ヲ實施スルモノトス

二、價格調整補給金制度ノ綜合運用ヲ圖ル爲速ニ特別會計ノ設置

ヲ考究スルモノトス

三、本要綱ニ基ク價格調整ノ爲昭和十八年度ニ於テ豫算計上額以

外ニ新ニ交付スルヲ要スル金額ニ付テハ原則トシテ之ヲ一括シ

テ豫備金支出ヲ爲シ必要アル場合ニハ昭和十八年度追加豫算ニ

計上スルモノトス

四、本件及別途決定スベキ價格報獎制度等ノ實施ノ爲原價計算制

度ノ確立ヲ期スルト共ニ戰時適正利潤算定要綱、財務諸表準則、

財産評價準則等ヲ急速整備スルモノトス

五、米穀及電力等ノ人運價率ニ付テハ別途決定スルモノトス

別表

石炭

銃

普通鋼々材

鋼

鋼

鋼

電

鋼

鋼

炭

炭

炭

油

油

油

木

木

木

木

木

木

鋼金並重備書類後ニ於テ價格請聖納治金ニ付テ價格請聖ニ爲ス

鋼

鋼

鋼

鋼

鋼

鋼

鋼

鋼

鋼

鋼

鋼

鋼

鋼

鋼

鋼

鋼

鋼

鋼

鋼

鋼

鋼

鋼

鋼

鋼

鋼

鋼

鋼

極秘
決定後モ
公表セズ

急物價對策要綱

昭、一八、三、一六
閣議決定

第一 方針

戦力ノ飛躍的増強ノ要諦ニ即シ大東亞自給自足體制ヲ整備シツツ緊要物資ノ緊急増産ニ務ムルト共ニ國民戰時生活ノ安定確保ヲ圖ル爲、此ノ際左記要領ニ依リ戦争ノ現段階ニ即應セル物價政策ヲ確立實施セントス

第二 要領

一、國家ノ要請ニ基キ計畫生産ヲ遂行スベキ緊要物資以ニ戰時生活必需物資ニ付テハ其ノ生産所要量ヲ確保スル爲増産強行上生ズベキ生産量ノ昂騰ニ對處シ適正ナル生産者價格ヲ保障スルモノトス
生産者價格ハ適正生産費ニ適正利潤ヲ附加シタルモノトシ之ガ決定ニ當リテハ原價計算制度等ノ活用ニ依リ迅速的確ヲ期スルモノトス

二、計畫生産ヲ遂行スベキ緊要物資並ニ戰時生活必需物資ノ需要者

價格ハ原則トシテ之ヲ現行水準ニ據置クモノトシ其ノ生産者價格トノ差額ハ補助金制度ノ活用等ニ依リ之ヲ調整スルモノトス補助金ニ依リ價格調整ヲ爲スニ當リテハ生産者ヲシテ増産ノ熱意ヲ振起セシムル爲メ生産者價格決定ノ後運付額ヲ順シ得ル豫本制度ノ運用ヲ刷新スルモノトス

尙補助金制度ニ付テハ物資別價格調整機構ノ整備、現行各種補助金ノ整理等ヲ實施シ要スレバ之ガ綜合運用ヲ圖ル爲メ特別會計ノ設置ヲ考究スルモノトス

三 計量生産ヲ遂行スベキ緊要物資並ニ戰時生活必需品中需要者價格ノ改訂ヲ爲スモ其ノ循環的影響ヲ遮断シ得ルコト明カナルモノニ付テハ生産者價格ニ應ジ需要者價格ヲ改訂スルモノトス

四 特定緊要物資ニ付キ創意ト工夫トニ依リ計量生産量ヲ超エテ増産ヲ爲シタル生産者等ニ對シテハ特別ナル報奨的措置ヲ講ジ得ルノ途ヲ拓クモノトス

五 生産物資ニ付テハ其ノ特長ニ應ジ之ガ運付ナル供給ヲ確保スル爲メ必要ノ輸送力増強ヲ行フシツツ運力確保アル程度ヲ設定スル等ノ措置ヲ講スルモノトス

六 生産物資並ニ物資ニ付テハ原則トシテ現行價格水準ヲ維持スルモノトス

尙製法規程ノ簡便化ヲ圖ルト共ニ遠方ニ公定價格制互同ノ不均衡ヲ是正スルノ當價ヲ講ズルモノトス

七 輸入物資ニ付テハ當該輸入品種類ノ爲メ低トスル價格ヲ認ムルコトヲ以テ需要者利益増進ヲ期スルモノトシ低價價格トシテ生産者利益ノ増進ヲ期スルモノトス

参考

緊要物資及戰時生活必需物資ニシテ生産者價格ノ改訂ニ應ジ需要者價格引上ヲ爲スベキ物資差當リ左ノ如シ

フエロアロイ(フエロマンガ、フエロクローム、フエロモリブデン) ニツケル コバルト 耐火煉瓦
内地産大豆 稻藁 鹽工品 陶

アミニエール マネシウム 塩化カリ 硝酸

硫酸 味噌 醬油 木材

重要飼料 セメント ソー灰 苛性ソーダ

(穀大豆粕、米糠、椰子粕、椰子油粕)

製品規格ノ簡素化並ニ價格相互間ノ不均衡是正ニ關スル件

農 林 省

(昭和十八年三月一日現在)

一 規格ヲ簡素化（新タニ制定シタルモノヲ含ム）ヲ實施シタル物品

製品規格ノ簡素化並ニ公正價格相互間ノ不均衡是正ニ關スル調
（昭和十八年三月一日現在）

物 品 名 告示年月 備 考

米穀（玄米）	昭一六九 從來七一銘柄ヲ五三銘柄ニ整理セリ。尙石建ヲ倭（四斗又ハ六〇疋）楚ニ改正セリ
麥 類	昭一七五 從來檢査等級ガ一乃至四等、等外、一乃至三等、等外一乃至五等、等外等區々ナリシヲ一乃至三等、等外ノ四等級ニ統一セリ 尙等級簡格差モ全國的ニ一定セリ
北海道産豆類 （大豆、小豆、菜豆、豌豆）	昭一七一 從來檢査ハ一等、二等及等外ナリシヲ一等、二等及等外ト爲セリ。檢査事務ノ簡素化ヲ圖リタルモノトス 尙生産檢査、移出檢査間ノ品位ハ從來異リタルガ今回ハ内容的ニ一致セシムルコトトセリ從而兩檢査間ノ相違ハ包裝ノ相異ノミトナレリ

木 炭 昭一六八

昭和十五年八月從來ノ規格(種類、銘柄、品等)ニ依ル種類一萬七百餘ヲ百數十種ニ整理統一セラレタルモ昭和十六年八月更ニ左ノ趣規格ノ整理ヲ行ヒタリ
一從來ノウバメ樫、樫、樫ノ丸及小丸ハ之ヲ廢止シ右種ノ丸別込ノ規格ヲ設ケ樹種名ヲ以テ其ノ稱呼トセルコト
二白炭及黒炭ノ品等ヲ三階級トシ炭質異別ノ粗悪ナルモノ及栗又ハ果ニ類スルモノヲ三等トセルコト
三松炭ニ品等區分ヲ設ケ炭質異別ノ粗悪ナルモノヲ二等トセルコト等

棕梠製品及 椰子製品 昭一七九

中央公債指定以前ニ於ケル各府縣ノ協定價格又ハ停止價格ノ規格ハ地方別ニ大ナル相違アリタルノミナラズ需用方面ヲ斟酌セザル類似品多ク又不要規格多キタメ公債指定ニ當リ之等ノ事情ヲ考慮シ規格ヲ簡素化シ是正セリ

工 品 (叭、蕙、繩) 昭一七一

縣管被蓋又ハ同業組合検査ノ規準ヲ統一シ名稱及規格ヲ全國一律化セリ

落花生加工品 昭一七一

落花生ノ加工品ハ四種ヲ認メ右以外ノ加工品ハ製造禁止の價格トシ加工品規格ヲ統一セリ

人造バター 昭一八二

從來ノ一〇品種ヲ四品種ニ整理セリ

大豆油 昭一八三

從來ノ告示ニハ製品規格ノ規定ナカリシヲ他ノ一級油類ニ準ジ新ニ制定シタリ

蠟 油 昭一八三

從來、蠟原油ニ付テハ酸價ノ他規格無カリシガ蠟サラダ油ニ準ジ詳細ナル規格ヲ定ムルト共ニ從來空文化ノ嫌アリシ蠟サラダ油ノ色相ノ規定ヲ實情ニ添フ様引下タリ

乳 品 昭一七五

煉乳ニ付テハ從來ノ四品種五規格ヲ四品種四規格ニ、粉乳ニ付テハ牛乳營業取締規則ノ改正ニ即應シ規格ヲ明確ニ規定スルト共ニ容器規格ヲ從來ノ三規格ヲ二規格ニ、バターニ付テハ從來ノ一規格ヲ一〇規格ニ、チーズニ付テハ從來ノ九規格ヲ五規格ニ夫々整理セリ

食用糖蜜 近ク告示ノ見込

從來規格ノ制定ナク製造會社別ニ等級別三九一八價格ノ確認程度ノ公價ノ制定アリ又公定價格適用ノ地區ヲ數都市ニ限定シアルモ、近ク全國一律ニ規格ヲ定メ會社別、等級別ノ差等ヲ廢シ極メテ單純ナルモノト爲サントス

飴 (減粉飴) 近日實施ノ見込

從來製飴規格ハ特號、一號、二號ノ三種ナリシガ特號品ヲ廢止シタリ

唐辛子粉

從來規格ナカリシガ、市場ニ於テハ荒粒子ノモノ横行シ取引ヲ紊スコトアリタルヲ以テ三種ノ規格ヲ設ケ業界取引ノ因亂ヲ除キタリ

菓子 昭一五 八

從來品種、等級ノ極メテ多キ商品ナルガ昭和十六年八月菓子規格ヲ定メ或程度品質、等級ノ簡素化ヲ圖リタリ、其ノ後原料等價ノ變化ニ並キ、菓子ノ種類ヲ小麦粉、澱粉及シテ他ノ主原料別ニ大別シ原料配合ノ割合ヲ簡易明瞭ナラシメテ規格一版ノ簡素化ヲ實施シタリ

喫茶店等ニ於ケル飲食物 昭一五 八

商品ノ種類ヲ制限列挙的ニ単純化シ規格ヲ定メ戰時下僉民生活ノ線ニソハントス

食用鯉魚介類 (切身ヲ含ム) ニシテ百匁ニ付販賣價格ニ

奢侈品トシテノ販賣ヲ禁止シタルモノナリ

圖ヲ超ユルモノ 昭一五 七

果實 (メロン及葡萄含ム) ニシテ百匁ニ付販賣價格ニ圖ヲ超ユルモノ 昭一五 七

詰合食料品ニシテ一詰合ニ付販賣價格五圖ヲ超ユルモノ 昭一五 七

料理 (二品料理、一皿料理、辨當、井物、壽) 昭一五 八

司波天ぶらヲ
含ムニシテ
一人ニ對スル
販賣價格(酒
類及清涼飲料
ノ代金並ニ遊
興飲食税額ヲ
含マズ)

朝食(午前零
時ヨリ午前十
一時迄ノ食等)
ニ在リテハ一圓
ヲ、晝食(午
前十一時ヨリ
午後四時迄ノ
食等)ニ在リ
テハ二圓五十
錢ヲ、夕食(午
後四時ヨリ

午前零時迄ノ
食等)ニ在リ
テハ五圓ヲ超
ユルモノ

一品料理(辨
當及井物ヲ含
ム)ニシテ一
品料又ハ一皿
ニ付販賣價格
一圓ヲ超ユル
モノ

餅司ニシテ一
圓ニ付販賣價
格十錢ヲ超ユ
ルモノ

天ぶらニシテ

一箇ニ付本銀
販賣價格大銀
又(一箇賣ス
ル場合ニ限ル)
二十錢ヲ超ユ
ルモノ

用材(素材及
其材) 昭三 七 規格外用材ノ生産ヲ禁止シタルモノナリ

ニ價格不均衡ノ是正ニ付配慮シタル物品

麥	類	昭一七五
北海道産ノ 菜豆(大手亡)		昭一七一
木	炭	昭一七九

右等級整理統一ニ件ト從來公定價格ニ於テ割安ニ指定セラレタル大豆ニ付ケハ若干値上ヲテシ麥類間ノ價格不均衡ヲ是正セリ

大手亡ハ從來輸出品トシテ重ンゼラレ價格モ亦輸出旺盛ナル當時ノ狀況ヲ反映シ比較的高位ニ在リタルヲ以テ引下ゲテ實施セリ

生産道府縣内ニ於ケル消費分ノ價格ト政府供出分トノ不均衡是正ノタメ政府供出木炭ニ付ニ〇班俵一俵ニ付十錢ヲ交付スル一方、地方長官ノ指定シタル卸小賣價格(最終販賣價格ヲ含ム)及大口業務用持込販賣價格ヲ据置クコトトシ(昭和十七年九月二日現在)右ノ改正ニ當リテハ農林大臣ノ承認ヲ受クルヲ要スルコトトシタルコト

抗 木 昭一八二

薬 工 品 (瓜、蕉、繩) 昭一七二

經 飾 昭一七九

昆 布 昭一七一

い か 品 昭一七一

前公價ハ全國一元的ニ指定セルモ各炭礦ノ需要スル主要
抗木ハ長短區々ニシテ事情ヲ異ニスルヲ以テ今同ハ地區
別ニ價格ヲ指定シテコノ不均衡ヲ是正セリ又
前公價ハ主要抗木ガ一般抗木ニ比シ低額ニ在リタルモ之
ヲ是正シ供給ノ確保ヲ期シタリ。

地方公定價格又ハ協定價格ノ適用セラレタル物品(漁業
用繩、海苔ノ大部分)ガ從來比較的高價ナリシヲ其ノ他
ノモノトノ均整ヲ圖リタリ
生鮮ノかつをト品タル鱈節トノ價格ノ不均衡ヲ是正セ
リ

昆布ノ品種相互間ノ價格ノ不均衡ヲ是正シ等級別検査ヲ
行ヒ其ノ合理化ヲ圖リタリ
生ノいがかヨリ製造セル製品ヲ全部いかに品中ニ包含セシ
ム其ノ價格ヲ設ケ錫ニ在リテハ生いかにトノ價格ノ不均衡
ヲ或程度緩和セリ

内 臟 昭一八二

菓 子 昭一七八

魚腸糠肥料 昭一八二

牛、馬、豚、綿羊及山羊ノ内臟價格ニ付一頭分價格ト小賣價
格トノ不均衡ヲ是正ヤリ

從來九一八價格ヲ基トシ、當時ノ市場格差ヲ參酌シテ額ノ
指定アリシガ、其ノ後ニ於ケル原料ノ公價竝ニ需給等ノ事情
及配給統制ノ實施等ニ就キ非統制品タル和洋生菓子ノ値下、
販賣利潤ノ適正引下グニ依ル生産供出ノ促進等ニ付特段ノ配
慮ヲ加ヘタリ

魚腸糠肥料ハ昭和十六年十一月農林省告示第八百四十二號(一)
水産動物質肥料及同粉末ノ價格指定ノ件、ニヨリ鮮度、色澤、
含有水分量ヲ標準トシテ等級ノ區分ヲナシ生産者價格(蓮包
正味十貫當)一等級・六五錢二等・四五三等・二〇四等
三・九〇ト定メタルヲ上記告示第三十八號ニヨリ之ヲ削リ新
ニ第三十九號告示ヲ以テ窒素保證成分五・〇%以上六・五
〇五・〇%未満四・〇%以上五・八〇四・〇%未満三・〇%
以上五・一〇三・〇%未満四・四〇ト定メ魚粕、魚粉末トノ
窒素成分ニ依ル公定價格不均衡ノ是正ヲナシタリ。

石炭鑛業特別價格報獎制度其施設網（未定稿）

報獎ノ種類

特別價格報獎ハ第一種特別價格報獎、第二種特別價格報獎及第三種特別價格報獎ニ分ツモノトスルコト

報獎額ノ算定基準

(1) 第一種特別價格報獎

(イ) 第一種特別價格報獎ハ基準生産量ヲ超エテ増産ヲ遂行シタル灰礫ニ對シ其ノ増産部分ニ付附與スルモノトスルコト

(ロ) 基準生産量ハ各灰礫ニ付半期毎ニ炭種別及等級別ニ設定スルモノトシ其ノ算定ハ商工省指導ノ下ニ石炭統制會之ヲ定ムルモノトスルコト

(ハ) 報獎額ハ基準生産量ヲ超過スル増産部分ニ對シ（減産部分ハ控除額トシテ取扱フコト）應當報獎額（別表参照）ヲ乘ジテ之ヲ算出スルモノトスルコト

(ニ) 生産量ガ基準生産量ノ額ヲ超過シタルトキハ前項ニ依リ算出シタル報獎額ニ増産率ノ二倍ヲ乘ジタル額（五〇%ヲ超ユルトキハ五〇%トス）ニ相當スル額増ヲ爲スモノトスルコト但シ北海道

(2) 第二種特別價格報奨
ニ於テ一級炭ノミヲ産出スル炭礦ヲ除クモノトスルコト

(1) 第二種特別價格報奨ハ計産生産數量ヲ確保シタル炭礦ニ對シ其ノ
總生産量ニ付附與スルモノトスルコト

(4) 計産生産數量ハ當該年度ノ物資動員計畫ニ基ク生産數量ヲ各炭礦
ニ對シ半斯毎ニ算當ツルモノトシ其ノ數量ハ該工省指導ノ下ニ石
炭統制會之ヲ定ムルモノトスルコト

ハ報奨額ハ當該炭礦ノ總生産量ニ應當報奨額(七〇錢)ヲ乘ジテ之
ヲ算出スルモノトスルコト

(2) 本報奨ハ第一種特別價格報奨ノ附與ヲ受ケザル炭礦ニハ之ヲ附與
セザルモノトスルコト

(3) 第三種特別價格報奨

(1) 第三種特別價格報奨ハ特別ノ必要ニ依リ特ニ品種ノ石炭ノ生産ヲ
命ゼラレタル炭礦ニ對シ當該石炭ノ生産量ニ付附與スルモノトス
ルコト

(4) 報奨額ハ指定セラレタル石炭ノ生産量ニ應當ニ圓ヲ乘ジタル總ノ
範圍内ニ於テ其ノ具體的事情ヲ勘案シテ之ヲ定ムルモノトスルコ
ト

別表

等級	炭種											
	特一級	特二級	特三級	一級	二級	三級	四級	五級	六級	七級	八級	九級
原料用炭	4.50	4.30	4.10	3.90	3.70	3.50	3.30	3.10	2.90	2.70	2.50	2.30
互期發生 爐用炭	4.50	4.30	4.10	3.90	3.70	3.50	3.30	3.10	2.90	2.70	2.50	2.30
有煙一級用炭	甲號炭	3.70	3.50	3.30	3.10	2.90	2.70	2.50	2.30	2.10	1.90	1.70
	乙號炭	3.60	3.40	3.20	3.00	2.80	2.60	2.40	2.20	2.00	1.80	1.60
	丙號炭	3.50	3.30	3.10	2.90	2.70	2.50	2.30	2.10	1.90	1.70	1.50
無煙炭	4.50	4.30	4.10	3.90	3.70	3.50	3.30	3.10	2.90	2.70	2.50	2.30
燭石	3.70	3.50	3.30	3.10	2.90	2.70	2.50	2.30	2.10	1.90	1.70	1.50

(註) 一〇〇カロリー差一〇錢

特別價格報獎計算例

炭種	第一種特別價格報獎										第二種特別價格報獎					報獎金 總計
	種類	等級	増産又ハ減産量			報獎金交付額					増産又ハ減産量			報獎金交付額		
			基準 生産量	生産 実績量	増産又 減産量	増産 率	基準 金額	増 額	増 率	金額	金額合 計	計 生産量	生産 実績量	増産又 減産量	通常 金額	
円	円	円	%	円	円	%	円	円	円	円	円	円	円	円		
甲	原料 用炭	一級	300,000	400,000	100,000		4.50	450,000								
	一般 用炭	一級	200,000	250,000	50,000		3.70	270,000								
		三級	200,000	100,000	(-)100,000		(-)	(-)270,000								
		六級	100,000	100,000			2.10									
		十級	150,000	200,000	50,000		1.00	50,000								
	合計	950,000	1,050,000	100,000	10.5%	1,150,000	21.0%	1,500,000	1,000,000	1,050,000	50,000	0.70	735,000	1,116.15		
乙	原料 用炭	一級	300,000	400,000	100,000		4.50	450,000								
	一般 用炭	三級	400,000	300,000	(-)100,000		(-)	(-)270,000								
		十級	250,000	200,000	(-)50,000		(-)	(-)100,000								
	合計	950,000	900,000	(-)50,000	-5.3%	380,000	0	0	0	1,000,000	900,000	(-)100,000	0	0	130,000	
丙	原料 用炭	一級	300,000	200,000	(-)100,000		(-)	(-)450,000								
	一般 用炭	三級	400,000	500,000	100,000		2.70	270,000								
		十級	250,000	350,000	100,000		1.00	100,000								
	合計	950,000	1,050,000	100,000	10.5%	(-)30,000	0	0	0	1,000,000	1,050,000	50,000	0	0		

乙造船計畫船舶製造價格報獎制度實施要領(案)

價格報獎制度要綱ニ依ル造船業者(船舶用機關及機裝品製造業者ヲ含ム)
ニ對スル船舶製造價格報獎ハ左記ニ依リ之ヲ實施スルモノトス

- 一、船舶製造ニ付イテハ特別價格報獎ニヨルモノトス
 - 二、本報獎ハ生産期間ニ對シテ之ヲ行フモノトス
 - 三、本報獎ハ造船業者ノ各工場ニ對シ各別ニ乙造船計畫ニ基ク船舶ノ船体、主機關及附屬品、補助機械及附屬品、並ニ主要機裝品ニ對シ各個別價格ヲ基準トシテ之ヲ行フモノトス
 - 四、生産期間ハ豫メ政府ニ於テ決定スル船体、主機關及附屬品、補助機械及附屬品、主要機裝品並ニ船舶トシテ完成セルモノノ豫定製造期間ニ基クモノニシテ左ニヨルモノトス
- オ、船体製造期間ハ契約締結期間ヨリ進水期日迄ヲ以テ之ヲ定ムルモ

ノトス

ロ、主機艙及附屬品、補助機械及附屬品ニ並ニ主要機裝品ノ製造期間ハ各別ニ契約締結期日ヨリ指定納入場所ニ納入完了ノ期日迄ヲ以テ之ヲ定ムルモノトス

ハ、船舶完成期間ハ船體製造期間ニ船體進水期日ヨリ船舶完成ノ期日迄ヲ加算シタルモノヲ以テ之ヲ定ムルモノトス

五本報獎金ノ算定ハ次ニヨルモノトス

イ、船體製造期間ヲ豫定期間ヨリ十日以上二十日以内短縮ニ對シ短縮日數一日ニ付キ生産價格ノ一万分ノ七十二日以上三十日以内短縮ニ對シ短縮日數一日ニ付生産價格ノ一万分ノ十五、三十一日以上短縮ニ對シ短縮日數一日ニ付生産價格ノ一万分ノ十四、ニ相當スル額ヲ以上各短縮日數ニ乗シタル額ノ和ヲ以テ報獎金額トシ政府ニ於テ生産完成ヲ認定シタル上速ニ之ヲ支拂フモノトス

ロ、主機艙及附屬品、補助機械及附屬品並ニ主要機裝品ノ製造期間ヲ

各豫定製造期間ヨリ十日以上二十日以内短縮ニ對シ短縮日數一日ニ付生産價格ノ一万分ノ十、二十一日以上三十日以内短縮ニ對シ短縮日數一日ニ付生産價格ノ一万分ノ十五、三十一日以上短縮ニ對シ短縮日數一日ニ付生産價格ノ一万分ノ二十ニ相當スル額ヲ以上各短縮日數ニ乗シタル額ノ和ヲ以テ報獎金額トシ政府ニ於テ生産品ノ納入完了ヲ認定シタル上速ニ之ヲ支拂フモノトス

ハ、船舶完成期間ヲ豫定製造期間ヨリ十日以上二十日以内短縮ニ對シ短縮日數一日ニ付生産價格トス以下同ジノ一万分ノ三、二十一日以上三十日以内短縮ニ對シ短縮日數一日ニ付生産價格ノ一万分ノ四、五、三十一日以上短縮ニ對シ短縮日數一日ニ付生産價格ノ一万分ノ六ニ相當スル額ヲ以上各短縮日數ニ乗シタル額ノ和ヲ以テ報獎金額トシ政府ニ於テ船舶完成ヲ認定シタル上速ニ之ヲ支拂フモノトス

六本報獎金ハ船體豫備金又ハ昭和十八年度追加預算ヲ以テ支拂スル如ク

- 措置スルモノトス
- 七 特別報奨ニヨリ企業ニ生ジタル特別利潤ノ二分ノ一ハ勞務者社員及役員ニ對シ其ノ給料ニ應ジ按分分配スルモノトシ殘余シタル二分ノ一ハ社内留保ニ充ツルモノトス但シ臨時配當ヲナサントスルトキハ社内留保額中ヨリ主務官廳ノ許可ヲ得テ支出スルモノトス
- 八 勞務者、社員及役員ニ分配スベキ金額ニ付テハ賞與、臨時ノ給與、賃金等ノ支給ノ許可ヲ與フル如ク措置スルモノトス
- 九 特別價格報奨中社内ニ留保セラレタル部分ニ對シテハ臨時租稅措置法ノ改正等ニ依リ租稅ヲ免除スルモノトス
- 七 本報奨ハ昭和十八年四月一日以後契約ノモノニ對シ實施スルモノトス

「緊急物價對策要綱」ノ實施ニ關スル件

甲 附議討議

- 一 價格調整補給金制度要綱（企畫院提案）
別表（價格調整補給金ヲ以テ價格調整ヲ爲スベキ物資）
- 二 價格報奨制度要綱（企畫院提案）

乙 附議報告

- 一 生鮮食料品價格對策要綱（農林省報告）
- 二 國內價格ト輸入價格トノ調整ニ關スル件（企畫院報告）
- 丙 參考

- 一 緊要物資及戰時生活必需物資ニシテ生産者價格ノ改訂ニ際シ需
要者價格引上ヲ爲スベキ物資（企畫院報告）
- 二 規格、簡素化及公定價格相互間ノ不均衡是正ニ關スル件（商工
省及農林省報告）
- 三 石炭及船舶ニ對スル價格報奨ノ實施ニ關スル具體案（商工省及

逕信省報告

閣議第一〇二號

起 昭和十八年三月

閣議 昭和十八年三月三日施行

日 月 年 日

内閣總理大臣

内閣書記官長

内閣書記官

外務大臣

由

海軍大臣

五

商工大臣

五

大東亞大臣

五

内務大臣

考

司法大臣

五

逓信大臣

五

鈴木國務大臣

五

大藏大臣

興

文部大臣

五

鐵道大臣

五

方濟國務大臣

五

陸軍大臣

農林大臣

厚生大臣

五

陸軍大臣

五

別紙 生鲜食料品價格對策要綱及國內價格卜輸入價格卜調整ニ関スル件